

計画主体名	鶴居村森林組合 鶴居村		
計画期間 実施期間	平成30年度～平成33年度 平成30年度～平成30年度	総事業費（交付金）	102,518千円（49,999千円）

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	木材販売額やおが粉製造量の増加を図ることなどによって、地域の活性化を図る事業であり、法律及び基本方針と適合している。
事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	適	林業用トラクターの導入及びおが粉製造機の生産性向上を図ることによって、木材の販売額及びおが粉製造量の増加を目指すものであり妥当である。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	鶴居村総合計画、鶴居村農業振興地域整備計画、鶴居村森林整備計画との整合性が図られている。
活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	地元森林組合との調整を基にしている。 ※おが粉製造施設の運営については、森林組合へ委託。
活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	適	林業の現場、おが粉製造施設で働く職員の中には女性もあり、意見が反映されている。
事業の推進体制は確立されているか	適	地元森林組合と連携し、事業を推進していく。
活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	整合性は確保されている。
農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	—	
計画期間・実施期間は適切か	適	計画期間4年、実施期間1年であり適正である。
交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	適	交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

(鶴居村森林組合：林業用トラクター)

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	新規に導入する林業用トラクターであって適切である。
土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	—	
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか	—	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか	適	林業用施設であり、耐用年数は 5 年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	適	新たな林業用トラクターを導入することによって、木材生産量は増加する。
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 28 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	適	収支実績や収支計画などによって投資効率を算定しており、適切である。
上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか	適	費用対効果は 1 以上となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	適	要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	実施主体は地元森林組合であることから、目的外使用のおそれはない。
施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か	—	
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	

近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	—	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	—	
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	—	
事業費積算等は適正か	適	施業実績や他の機械との比較を行った上で積算しており、適切である。
過大な積算としていないか	適	見積書を基に積算している。
建設・整備コストの低減に努めているか	—	
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	—	
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か	—	
農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領別表2の（1）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）I-1の第2の4の（3）整備事業の上限事業費の基準に照らし適正であるか	—	

整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m ² 以内か(既存施設は除く)	—	
施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m ² 当たり 29 万円以内であるか。(既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか)	—	
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか	—	
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	十分な検討を行っている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	過去の施業実績などから、他の機械との比較検討を行った上で判断しており、適切である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか	適	適切である。
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	検討済みである。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	
他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	
他の事業への重複申請(予定も含む。)はないか(ある場合には、事業名を記載すること。)	適	他の事業への申請はない。
生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	—	
他の施策(強い農業づくり交付金等)において交付対象となる施設等ではないか	有	次世代林業基盤づくり交付金

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。

2 個別事業について

(鶴居村：おが粉製造機能力向上)

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	生産性の向上を図る新たな機械の導入であり、適切である。
土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	—	
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか	—	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか	適	おが粉製造機：製造業用設備（木材等） 8 年 電気設備工事：建物付属設備（電気設備） 15 年
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	適	おが粉の安定供給体制を確保することは、地域機関産業の酪農経営には必須であり、確実に効果が見込まれる。
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 28 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	適	収支実績や収支計画などによって投資効率を算定しており、適切である。
上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか	適	費用対効果は 1 以上となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	適	要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	事業主体は村であり、目的外使用は行わない。
施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か	適	適切である。
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	

近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	適	近隣にある類似施設での販売状況等を考慮している。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	過去の販売実績などから検討を行っており、適切である。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	過去の販売実績や近隣にある類似施設の販売状況などを考慮した上で施設規模を検討しており、適切である。
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	—	
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	—	
事業費積算等は適正か	適	適切である。
過大な積算としていないか	適	過大な積算にならないよう、専門業者等の打ち合わせを重ねた上で積算している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	生産性向上に影響しない設備等は設備更新を図らないなど、コスト低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適	過去の販売実績などから、適切である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	—	
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か	—	
農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領別表2の（1）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）I-1の第2の4の（3）整備事業の上限事業費の基準に照らし適正であるか	—	

整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m ² 以内か(既存施設は除く)	—	
施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m ² 当たり 29 万円以内であるか。(既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか)	—	
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか	—	
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	十分に検討している。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	適切である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか	適	整備後に、管理・運営が適切に行われるよう計画している。
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	検討済みである。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	適	専門家による経営診断を受け、適正であるとの診断を受けている。
他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	
他の事業への重複申請(予定も含む。)はないか(ある場合には、事業名を記載すること。)	適	他の事業への申請はない。
生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	—	
他の施策(強い農業づくり交付金等)において交付対象となる施設等ではないか	有	次世代林業基盤づくり交付金

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。